第３節　一般更生債権の権利の変更と弁済方法

第１　総論

確定した一般更生債権は以下のとおりである。

確定債権額

1,368,721,671円及び額未定

別表12

債権者数　65名

第２　権利の変更及び弁済方法

１　第１回弁済

⑴　更生手続開始後の利息の請求権並びに更生手続開始後の不履行による損害賠償請求権及び違約金の請求権については全額につき免除を受けた上で、確定更生債権たる元本及び更生手続開始決定日前日までの利息・損害金の合計額（但し、確定一般更生債権のうち預金等質権の被担保債権となった額を除く。）のうち、①３万円を超え１億円以下の部分については当該部分の86％に相当する額につき、②１億円を超える部分については当該部分の89％に相当する額につき、更生計画認可決定確定の日の翌日に免除を受ける。

⑵　別表12記載の一般更生債権者に対しては、上記免除後の金額について、更生計画認可決定確定後３ヶ月を経過する日までに一括弁済する（元本及び更生手続開始決定日前日までの利息・損害金の合計額のうち３万円以下の部分については、当該部分の確定更生債権額の全額を弁済する。）。

２　追加弁済

⑴　上記１の第１回弁済後、更生会社が保有する流動資産及び固定資産等の資産を換価して得た回収金から、共益債権の支払も含めた更生会社の更生手続及び清算手続に必要と見込まれる一切の費用を控除した後に余剰金がある場合、当該余剰金の金額を弁済資金として、追加弁済を行う。

⑵　追加弁済における弁済額は、次のとおり定める。

⑴の弁済資金を別表12「一般更生債権弁済計画表」の「確定一般更生債権額から前記１に基づく弁済額を控除した額で按分して弁済する。

⑶　追加弁済は、管財人が指定する日に実施する。

⑷　追加弁済が実施された場合、前記１の免除は、追加弁済額の範囲で効力を失う。

第４節　弁済・納付に関するその他の事項

第１　弁済・納付の場所及び弁済費用の負担

１　金銭による弁済について

本更生計画による弁済（代物弁済を除く。）は、弁済時における更生会社の本店において行う。但し、更生担保権者又は更生債権者が同意したときは更生会社の費用負担において更生担保権者又は更生債権者が指定する日本国内の預貯金口座に振り込むことにより弁済することができるものとする。

弁済日が、銀行休業日である場合は、翌営業日に弁済を行う。

２　代物弁済について

代物弁済は、対象物件が存在する場所において行う。なお、代物弁済に伴う対象物件の引渡に要する費用は更生担保権者の負担とする。

第２　放棄・取下債権の取扱

更生計画認可決定までの間に更生担保権又は更生債権の一部の放棄又は取下があったときは、更生計画の権利の変更及び弁済方法の定めは、放棄又は取下後の債権額を基準として適用する。

第３　債権譲渡等の取扱

更生手続開始決定日の翌日以降に更生債権又は更生担保権の移転があった場合には、更生計画の権利の変更及び弁済方法の定めは、移転前の債権額を基準として適用する。一部移転があった場合、新旧権利者は、移転後の債権額(但し、更生手続開始決定後の利息・損害金額を除く。)に応じて、免除額を按分負担し、移転後の各弁済額を按分取得する。

第４　端数処理、弁済充当の順序

更生担保権者又は更生債権者への弁済額の算出にあたっては、弁済額につき１円未満の端数は切り上げる。

また、弁済する更生担保権又は更生債権の中に利息、損害金を含む場合の充当順序は、別に定めのない限り、損害金、利息、元本の順とし、また、別に定めのない限り、いずれの場合も、同じ性質の債権については発生の古いものから順次充当する。

第４章　担保権等の措置

第１節　存続する担保権

第１　共同担保関係の消滅

全ての存続する担保権の共同担保関係は、更生計画認可決定の時に消滅する。

第２　他の担保権から変換された預金等質権に係る担保権

別表13「存続する担保権一覧表」に記載の預金等質権に係る担保権は、更生計画認可決定以後も同表の「新しい債権額の総額」欄記載の額で存続する。当該担保権は、第３章第１節第１の定めに基づき弁済が完了したときに消滅する。

第３　所有権留保に係る担保権

１　別表13「存続する担保権一覧表」に記載の所有権留保に係る担保権は、更生計画認可決定後も別表14「担保権の目的物一覧表（所有権留保）」の「新しい債権額」欄記載の各額で存続する。

２　別表13記載の所有権留保に係る担保権は、第３章第１節第２の定めに基づき弁済が完了したときに消滅する。

更生会社は第３章第１節第２、２⑴の①の方法又は同⑵の方法に基づき金銭による一括弁済が完了したとき、当該担保権の目的物の所有権を取得するものとする。

この場合、担保権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該担保権設定登録の抹消登録手続又は名義変更手続に必要な一切の書類を管財人に対し交付しなければならない。

第４　リースに係る担保権

１　別表13「存続する担保権一覧表」に記載のリースに係る担保権は、更生計画認可決定以後も別表15「担保権の目的物一覧表（リース）」の「新しい債権額」欄記載の各額で存続する。

２　別表13記載のリースに係る担保権は、第３章第１節第３の定めに基づき弁済が完了したときに消滅する。

更生会社はリース期間が満了するまでリースに係る対象物件（以下「リース物件」という。）の使用を継続することができる。

なお、弁済（代物弁済を含む。）が完了したときに管財人（更生手続の終結後は更生会社。以下本項において同じ。）が求めた場合、管財人は、当該担保権者の同意を得て当該リース物件の所有権放棄の手続を受ける。管財人が当該担保権者に対してリース物件の所有権の放棄を求めようとするときは、管財人は書面で当該担保権者に請求することとし、書面の発信から１ヶ月を経過する日までに当該担保権者から不同意の意思表示がなされないときは、当該担保権者は所有権の放棄に同意したものとみなす。リース物件について当該担保権者の所有権の放棄がなされないときは、当該リース物件の所有者は、管財人の請求に従い、その責任と費用負担（リース物件を設置した場所について原状を回復する費用を含む。）において当該リース物件を引き上げなければならない。

第２節　存続しない担保権

別表13に記載されていない一切の担保権（以下「存続しない担保権」という。）は更生計画認可決定の時に消滅する。存続しない担保権に係る担保権者は、当該担保権設定登録の抹消登録手続又は名義変更手続をする。存続しない担保権に係る担保権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該担保権設定登録の抹消登録手続又は名義変更手続に必要な一切の書類を管財人に対し交付しなければならない。